

資 料

外国民事訴訟法研究 (28)

外国民事訴訟法研究会
(代表者 加 藤 哲 夫)

大韓国民民事調停法・同規則邦語試訳

金 炳 学

大韓民国民事調停法・同規則邦語試訳

大韓民国民事調停法

制定	1990年1月13日	法律第4202号
改正	1990年12月31日	法律第4299号（民事訴訟等印紙法）
	1992年11月30日	法律第4505号
	1995年12月6日	法律第5007号
	1998年12月28日	法律第5589号
	2001年1月29日	法律第6407号
	2002年1月26日	法律第6626号（民事訴訟法）
	2009年2月6日	法律第9417号
	2010年3月31日	法律第10200号
	2012年1月17日	法律第11157号
施行	2012年4月16日	

第1条（目的）

この法律は、民事に関する紛争を、簡易な手続により、当事者間の相互了解をつうじて、条理に基づき、実情に即して解決することを目的とする。

第2条（調停事件）

民事に関する紛争の当事者は、法院に調停を申し立てることができる。

第3条（管轄法院）

①調停事件は、次の各号のうちいずれかに該当する場所を管轄する地方法院、地方法院支院、市法院又は郡法院（以下、「市、郡法院」という。）の管轄とする。

〔本文改正 1995.12.6〕

1. 被申立人に対する民事訴訟法第3条乃至第6条の規定による普通裁判籍所在地。

〔本号改正 2002.1.26〕

2. 被申立人の事務所又は営業所の所在地。

3. 被申立人の勤務地。

4. 紛争の目的物の所在地。

5. 損害の発生地。

②調停事件は、第1項の規定にかかわらず、これに相応する訴訟事件の専属管轄法院又は当事者間の合意によって定めた法院の管轄とすることができる。

〔本項改正 1998.12.28〕

第4条（移送）

①高等法院長、地方法院長又は地方法院支院長の指定を受けて、調停事件を担当する法官又は調停事件を担当する市、郡法院の法官（以下、「調停担当判事」という。）は、事件がみずからの管轄に属しないことを認めるときには、決定により、事件を管轄法院に移送しなければならない。ただし、被申立人が管轄違反の抗弁を申し立てず、又は調停手続において陳述したとき並びに事件の解決のために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

〔本項改正 1995.12.6〕

②調停担当判事は、事件がみずからの管轄に属する場合においても、適切であると認めるときは、職権又は当事者の申立てにより、決定で、他の管轄法院に移送することができる。

③第1項及び第2項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができる。

第5条（申立ての方式）

①調停の申立ては、書面又は口頭で行うことができる。

②口頭で申し立てるときは、法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補（以下、「法院事務官等」という。）の面前で陳述しなければならない。

③第2項の場合には、法院事務官等は、調停申立調書を作成し、調書に記名捺印しなければならない。

④調停の申立てをするときには、大法院規則が定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第5条の2（督促手続の調停への移行）

①民事訴訟法469条第2項に基づき債務者が適法な異議申立てを行い、同法473条第1項により支払命令を発令した法院が印紙の補正を命じた場合、債権者

は、印紙を補正する代わりに該当期間以内に調停への移行を申し立てることができる。

②第1項の移行の申立てが不適法であると認められるときは、上記法院は、決定によって、これを却下しなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

③債権者が、第1項に基づき適法な移行の申立てを行った場合には、民事訴訟法第472条第2項にもかかわらず、支払命令を申し立てたときに異議を申し立てた請求の目的の額に関して調停が申し立てられたものとみなす。

〔本条新設 2012.1.17〕

第5条の3（督促手続の調停への移行による処理）

①第5条の2第3項により、調停が申し立てられたものとみなす場合、支払命令を発令した法院は、債権者に相当な期間を定め、調停を申し立てた場合、第5条第4項に基づき支払わなければならない手数料から支払命令申立て時に貼付した印紙額を控除した額に該当する手数料を補正するよう命じなければならない。

②債権者が第1項の期間以内に手数料を補正しないときは、上記法院は、決定によって、支払命令申立書を却下しなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

③第1項による手数料が補正されたときは、法院事務官等は、ただちに調停事件に関する記録を第3条に基づき管轄法院に送付しなければならない。

④第5条の2の場合、督促手続の費用は、調停手続の費用の一部とする。

〔本条新設 2012.1.17〕

第6条（調停回附）

受訴法院は、必要があると認める場合

には、控訴審における判決言渡し前まで訴訟が係属中の事件を、決定により、調停に回附することができる。

〔本条改正 1992.11.30, 1995.12.6, 1998.12.28〕

第7条（調停機関）

①調停事件は、調停担当判事がこれを処理する。

②調停担当判事は、みづから調停を行うことができ、並びに常任としてこの法律にもとづく調停に関する事務を処理する調停委員（以下、「常任調停委員」という。）又は調停委員会に調停を行わせることができる。ただし、当事者の申立てがあるときには、調停委員会に調停を行わせなければならない。

〔本項改正 1992.11.30, 2009.2.6〕

③第6条の規定により受訴法院が調停に回附した事件において、受訴法院がみづから調停を行うことが相当であると認めた事件は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、受訴法院が取り扱うことができる。

〔本項新設 1992.11.30, 1995.12.6〕

④第2項本文及び第3項により調停を行う常任調停委員及び受訴法院は、調停担当判事と同一の権限を有する。

〔本項新設 1992.11.30, 2009.2.6〕

⑤第3項の場合には、受訴法院は、受命法官又は受託判事に調停を担当させることができる。この場合には、受命法官又は受託判事は、調停担当判事と同一の権限を有する。

〔本項新設 2001.1.29〕

第8条（調停委員会）

調停委員会は、調停長1人と調停委員2人以上で構成する。

第9条（調停長）

調停長は、次の各号の者が担当する。

1. 第7条第2項の場合には、調停担当判事又は常任調停委員。

2. 第7条第3項の場合には、受訴法院の裁判長。

3. 第7条第5項の場合には、受命法官又は受託判事。

4. 市、郡法院の場合には市、郡法院の判事。

〔全文改正 2009.2.6〕

第10条（調停委員）

①調停委員は学識及び徳望を有する者として、高等法院長、地方法院長又は地方法院支院長があらかじめ委嘱する。ただし、常任調停委員は、弁護士資格を有する者として大法院規則が定める一定の経歴を有する者の中から法院行政處長が委嘱する。

②調停委員の任期は二年とする。ただし、特別の事情があるときには、任期を二年以内に定めて、調停委員を委嘱することができる。

③第1項の規定による調停委員は、次の各号の事務を遂行する。

1. 調停に関与すること。

2. 調停担当判事又は調停長の嘱託を受けて、紛争の解決のために事件関係人の意見の聴取を行いその他調停事件の処理のために必要な事務を遂行すること。

〔全文改正 2009.2.6〕

第10条の2（調停委員会を構成する調停委員）

調停委員会を構成する調停委員は、当事者が合意によって選定した者又は第10条第1項の調停委員の中から、各事件毎に調停長が指定する。

〔本条新設 1992.11.30〕

第11条（調停手続）

調停委員会の調停手続は、調停長がこれを指揮する。

第12条 (調停委員に対する手当等)

調停委員に対しては、大法院規則が定めるところにより手当を支給し、必要な場合にはその他の旅費、日当及び宿泊料を支給することができる。

〔本条改正 2001. 1. 29〕

第13条 (手数料納付の審査)

①調停担当判事は、申立人が第5条第4項の規定による手数料を納付しないときは、相当の期間を定めて、その期間内にこれを納付するよう命じなければならない。

②申立人が、第1項の命令を履行しないときは、調停担当判事は、命令で申立書を却下しなければならない。

③第2項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

第14条 (調停申立書等の送達)

調停申立書又は調停申立調書は、遅滞なく被申立人に送達しなければならない。

第14条の2 (事件の分離、併合)

第7条の規定による調停機関は、調停事件の分離、併合を命じ、又は取り消すことができる。

〔本条新設 1998. 12. 28〕

第15条 (調停期日)〔本条題目改正 1992. 11. 30〕

①調停期日は、これを当事者に通知しなければならない。

②期日の通知は、召喚状を送達する他適切な方法によってすることができる。

③当事者双方が法院に出席して、調停の申立てをするときは、特別の事情がない限り、その申立日を調停期日とする。

〔本項新設 1992. 11. 30〕

第16条 (利害関係人の参加)

①調停の結果に関し、利害関係を有する者は、調停担当判事の許可を受け

て、調停に参加することができる。

②調停担当判事は、必要であると認めるときは、調停の結果について利害関係を有する者を調停に参加させることができる。

第17条 (被申立人の更正)

①申立人が、被申立人を誤って指定したことが明白なときは、調停担当判事は、申立人の申立てにより、決定で、被申立人の更生を許可することができる。

②第1項の規定による許可決定があるときは、新たな被申立人に対する調停の申立ては、第1項の更生の申立てがあった時に行ったものとみなす。

③第1項の規定による許可決定があるときは、従前の被申立人に対する調停の申立ては、第1項の更生の申立てがあった時に取り下げられたものとみなす。

④第6条の規定により、第一審受訴法院が、調停に回附した事件について民事訴訟法第260条の規定による被告の更生をしたときには、訴訟手続においてもその効力を有する。

〔本項新設 1995. 12. 6, 2002. 1. 26〕

第18条 (代表当事者)

①共同の利害関係を有する多数の当事者は、その中の一人又は数人を、代表当事者として、選任することができる。

②第1項の選任は、書面により証明しなければならない。

③調停担当判事は、必要があると認めるときは、当事者に対して代表当事者を選任する旨を命ずることができる。

④代表当事者は、自らを選任した当事者のために、次の各号の行為を除外して、各自、調停手続に関するすべての行為を行うことができる。

1. 調停条項案の受諾。
2. 調停の申立ての取下げ。

3. 第30条及び第32条の規定による決定に係る行為。

4. 代理人の選任。

⑤代表当事者が選任されたときは、代表当事者害のその余の当事者に対して、調停期日を通知しなくともよい。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第19条（調停場所）

調停担当判事は、事件の実情に応じて、法院外の適当な場所において調停を行うことができる。

第20条（非公開）

調停手続は、公開をしないで行うことができる。ただし、調停手続を公開しない場合にも、調停担当判事は、適当であると認める者に傍聴を許可することができる。

〔全文改正 1992. 11. 30〕

第21条（調停前の処分）

①調停担当判事は、調停のため特に必要があると認めるときは、当事者の申立てをうけ、相手方その他事件関係人に対して、調停前の処分として次の各号の事項を命じることができる。

1. 現状を変更し又は物を処分する行為の禁止。
2. その他調停の内容たる事項の実現を不可能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除。

②第1項の処分を行うためには、処分違反に対する第42条の制裁を告知しなければならない。

③第1項の処分に対して、即時抗告をすることができる。

④第1項の処分は、執行力を有しない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第22条（陳述聴取及び証拠調査）

調停担当判事は、調停に関して、当事

者又は利害関係人の陳述の聴取を行い、必要があると認めるときは、適当な方法で事実の調査又は証拠調べをすることができる。

第23条（陳述の援用制限）

調停手続における当事者又は利害関係人の陳述は、民事訴訟においては援用することができない。

第24条（調書の作成）

調停手続に関与した法院事務官等は、調停に関して、調書を作成しなければならない。ただし、調停担当判事の許可があるときは、その記載の一部を省略することができる。

第25条（調停の申立ての却下）

①当事者に対して期日を通知することができないときは、調停担当判事は、決定で、調停の申立てを却下することができる。

②第1項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第26条（調停をしない決定）

①調停担当判事は、事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき又は当事者が不当な目的で調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしない旨の決定により事件を終結させることができる。

②第1項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

〔本項改正 1992. 11. 30〕

第27条（調停の不成立）

調停担当判事は、いずれかに該当する場合、第30条の規定による決定をしないときは、調停が成立しないものとして事件を終結させなければならない。

1. 当事者間の合意が成立しない場合。
2. 成立した合意の内容が適当でないと認められる場合。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第28条（調停の成立）

調停は、当事者間において合意した事項を調書に記載することによって成立する。

第29条（調停の効力）

調停は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第30条（調停に代わる決定）

調停担当判事は、合意が成立しない事件又は当事者間に成立した合意の内容が相当ではないと認める事件に関して、相当の理由がない限り、職権で、当事者の利益その他すべての事情を斟酌して、申立人の申立ての趣旨に反しない限度内で、事件の公平な解決のために決定をしなければならない。

〔全文改正 1992. 11. 30〕

第31条（申立人の欠席）

①申立人が、調停期日に出席しないときには、再度、期日を定めて、これを通知しなければならない。

②第1項の新期日又はその後の期日に申立人が出席しないときは、調停の申立ては取り下げられたものとみなす。

第32条（被申立人の欠席）

被申立人が調停期日に出席しない場合には、調停担当判事は、相当の理由がない限り、職権で、第30条の規定による決定をしなければならない。

〔全文改正1992. 11. 30〕

第33条（調停に関する調書の送達等）

①法院事務官等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を調書に記載しなければならない。

1. 事件に関して、調停をしないとする決定があったとき。
2. 調停が成立しなかったとき。
3. 調停に代わる決定があるとき。

②法院事務官等は、第1項の規定による調書において、調停をしない決定又は調停が成立しない事由を記載した調書についてはその謄本を、調停に代わる決定を記載した調書又は第28条の規定による調書については、その正本を当事者にそれぞれ送達しなければならない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第34条（異議の申立て）

①第30条又は第32条の決定に対して、当事者は、調書正本が送達された日から二週間以内に異議を申し立てることができる。ただし、調書正本の送達前においても異議を申し立てることができる。

〔本項改正 1992. 11. 30, 1995. 12. 6〕

②第1項の期間内に異議の申立てがあるときは、調停担当判事は、異議申立ての相手方に遅滞なくこれを通知しなければならない。

〔本項改正 1995. 12. 6〕

③異議の申立てをした当事者は、当該審級における判決言渡し時まで、相手方の同意を得て、異議の申立てを取り下げることができる。この場合には、民事訴訟法第266条第3項乃至第6項を準用し、「訴え」は、「異議の申立て」とみなす。

〔新設1995. 12. 6, 2002. 1. 26〕

④次の各号のうちのいずれかに該当する場合には、第30条及び第32条の規定による決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

〔本項改正 1995. 12. 6〕

1. 第1項の規定による期間内に異議の申立てがないとき。
2. 異議の申立てが取り下げられたとき。
3. 異議の申立てが不適法であり、大法院規則が定めるところにより却下決定が

確定したとき。

⑤第1項の期間は、不変期間とする。

第35条（消滅時効の中断）

①調停の申立ては、時効中断の効力を有する。

②当事者の申立てによる調停事件に関して、次の各号のうちいずれかに該当する事由があるときに一月以内に訴え提起しない場合には、時効中断の効力は生じない。

〔本項改正 1992. 11. 30〕

1. 調停の申立てが取り下げられたとき。
2. 第31条第2項の規定によって、調停の申立てが取り下げられたものとみなすとき。

第36条（異議申立による訴訟への移行）

①次の各号のうちいずれかに該当する場合には、調停の申立てをした時に訴えが提起されたものもみなす。

〔本項改正1995. 12. 6〕

1. 第26条の規定によって、調停をしない決定があるとき。
2. 第27条の規定によって、調停が成立しないものとして終結したとき。
3. 第30条又は第32条の規定による調停に代わる決定について、第34条第1項の規定による期間内に異議の申立てがあるとき。

②第1項の規定によって、調停の申立て時に訴えが提起されたとみなす場合には、当該申立人は、訴えを提起する場合に訴状に貼付しなければならない印紙額から当該申立書に貼付した印紙額を控除した金額相当の印紙を補正しなければならない。

〔全文改正 1992. 11. 30〕

第37条（手続費用）

①調停手続の費用は、調停が成立した場合において、特別の合意がないときには当事者各自の負担とし、調停が成立しない場合には、申立人の負担とする。

②調停の申立てが、第36条第1項の規定によって、訴訟へと移行したときは、第1項の費用は訴訟費用の一部とみなす。

〔本項改正 1992. 11. 30〕

第38条（民事訴訟法の準用）

①調停に関しては、民事訴訟法第51条、第52条、第55条乃至第60条（ただし、第58条第1項後段を除く）、第62条、第63条第1項、第64条、第87条、第88条、第145条及び第152条第2項、第3項を準用する。

〔本項改正 2002. 1. 26〕

②この法律による期日、期間及び文書の送達に関しては、民事訴訟法の規定を準用する。ただし、民事訴訟法第185条第2項、第187条、第194条乃至第196条の規定は、第28条の規定によって作成された調書の送達の場合を除いては、これを準用しない。

〔ただし書き改正 1998. 12. 28, 2002. 1. 26〕

第39条（非訟事件手続法の準用）

調停に関しては、この法律に特別の規定がある場合を除いては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第1編（第15条は、除外する）の規定を準用する。

第40条（調停委員会及び調停長の権限）

1. 調停委員会：第16条、第17条第1項、第18条第3項、第19条、第21条第1項、第22条、第25条第1項、第26条第1項、第27条、第30条及び第32条に規定した調停担当判事の権限。

2. 調停長：第13条第1項・第2項、第20条、第24条、第34条第2項及び第42条

に規定した調停担当判事の権限。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第40条の2 (常任調停委員の公務員擬制)

常任調停委員は、「刑法」第129条乃至第132条の規定による罰則を適用するときは、公務員とみなす。

〔本条新設 2009. 2. 6〕

第41条 (罰則)

①調停委員又は調停委員であった者が、正当な理由なくして合意の過程、調停長若しくは調停委員の意見及び意見別調停委員の数を漏洩せしめたときは、三〇万ウォン以下の罰金に処する。

②調停委員又は調停委員であった者が、正当な理由なくしてその職務遂行中に知り得た他人の秘密を漏洩せしめたときは、二年以下の懲役又は一〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

③第2項の罪に対する公訴は、告訴を要する。

第42条 (調停前の処分違反者に対する制裁)

①調停担当判事は、当事者又は参加人が第21条の規定による調停前の処分に従わないときには、職権で、三〇万ウォン以下の過怠金に処する。

②非訟事件手続法第248条及び第250条のうち検事に関する規定は、第1項の過怠料の裁判には適用しない。

〔本項改正 1992. 11. 30〕

第43条 (委任規定)

この法律に規定するもののほか、調停手続における意見聴取、事実の調査、証拠調べ、手続費用の予納、督促手続との関係訴訟手続との関係並びに執行手続との関係その他調停に関して必要な事項は、大法院規則が定める。

附則〔第4202号, 1990. 1. 13〕

① (施行期日)

この法律は、1990年9月1日から施行する。

② (廃止法律)

法律第969号借地借家法借家調停法は、これを廃止する。

③この法律は、この法律施行当時、従前の規定により法院に係属中の事件にも適用する。

附則〔第4299号, 1990. 12. 31〕 (民事訴訟等印紙法)

① (施行期日)

この法律は、1991年1月1日から施行する。

附則〔第4505号, 1992. 11. 30〕

① (施行期日)

この法律は、1993年1月1日から施行する。

附則〔第5007号, 1995. 12. 6〕

① (施行期日)

この法律は、公布した日から施行する。

附則〔第5589号, 1998. 12. 28〕

① (施行期日)

この法律は、公布した日から施行する。

附則〔第6407号, 2001. 1. 29〕

この法律は、公布した日から施行する。

附則〔第6626号, 2002. 1. 26〕 (民事訴訟法)

第1条 (施行期日) この法律は2002年

7 月 1 日から施行する。

附則〔第9417号, 2009. 2. 6〕

①（施行期日）

この法律は、公布した日から施行する。

②（経過措置）

この法律は、この法施行当時、法院に係属中である事件に対しても適用する。

附則〔第10200号, 2010. 3. 31〕

この法律は、公布した日から施行す

る。

附則〔第11157号, 2012. 1. 17〕

第 1 条 この法律は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条（督促手続の調停への移行およびその処理に関する適用例）第 5 条の 2 および第 5 条の 3 の改正規定は、この法律施行後最初の債務者が「民事訴訟法」第 469 条第 2 項により異議申立てを行った当該督促手続より適用する。

大韓国民民事調停規則

制定	1990年 8 月21日	大法院規則第1120号
改正	1992年12月30日	大法院規則第1244号
	1993年12月28日	大法院規則第1275号
	1995年12月26日	大法院規則第1407号
	1998年10月 8日	大法院規則第1567号
	2001年10月29日	大法院規則第1718号
	2002年 6 月28日	大法院規則第1775号
	2011年 7 月28日	大法院規則第2344号
施行	2011年 9 月 8日	

第 1 条 (規則の趣旨)

民事調停に関しては民事調停法（以下、「法」という。）の規定によるほか、この規則が定めるところによる。

第 2 条 (調停の申立て)

①調停申立書及び調停申立調書には、当事者、代理人、申立ての趣旨及び紛争の内容を明確に記載しなければならない。書証がある場合には、申立てと同時にこれを提出しなければならない。

②調停を書面で申し立てる場合には、被申立人の数に相応する副本を提出しなければならない。

第 2 条の 2 (調停の申立ての却下など)

①調停申立書及び調停申立調書を被申立人に送達することができない場合には、調停担当判事は、相当の期間を定めて、住所の補正を命じなければならない。

②申立人が、住所を補正しないときは、調停担当判事は、命令で、調停申立書を却下しなければならない。ただし、公示送達による訴訟進行が可能であると認められるときは、調停が成立しなかったものとして事件を終結させることができる。

③第 2 項の規定による却下命令に対しては、不服を申し立てることができない。

〔本条新設 1992. 12. 30〕

第 3 条 (調停手数料)

①調停の申立ての手数料は、請求の目的の価額に応じ民事訴訟等印紙法第 2 条及び第 15 条の規定によって算出した金額の五分の一とする。ただし、民事訴訟等における電子文書利用等に関する法律第 8 条に基づき登録使用者として電子情報処理システムを利用した民事訴訟等の進行に同意した者が調停申立書を電子文書として提出した場合、調停申し立ての手数料は本文によって算出された金額の 10 分の 9 とする。

〔本項改正 2011. 7. 28〕

②第 1 項の規定による手数料を除いて、本法及び本規則による手続における申立手数料に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟等印紙法を準用する。

〔本項改正 2011. 7. 28〕

③第 1 項の手数料は印紙で納付しなければならない。しかし、民事訴訟等印紙規則が定めるところにより、現金、クレ

ジットカード、直払カード等により納付することができる。

第4条（訴訟手続との関係）

①調停の申立てがある事件に関して、訴訟が係属したときには、受訴法院は、決定で、調停が終了する時まで、訴訟手続を中止することができる。

②法第6条の規定により、訴訟事件が調停に回附されたときは、その手続が終了する時まで訴訟手続は中止される。

③訴訟係属中の事件を、法第6条の規定により調停に回附した場合において、調停が成立し又は調停に代わる決定が確定したときは、訴えが取り下げられたものとみなす。

④第3項の規定によって訴えが取り下げられたものとみなす場合、調停担当判事は、その旨を受訴法院に遅滞なく通知しなければならない。ただし、法第7条第3項の規定により、受訴法院がみずから調停した場合にはこの限りでない。

〔本項改正 1992.12.30〕

⑤法第6条の規定によって、調停に回附された事件の調停期日に、当事者双方又は一方が出席しない場合には、調停担当判事は相当であると認めるときは、法第30条の規定によって、調停に代わる決定をすることができる。当事者が出席せず調停期日を二回以上行うことができないう場合に、調停に代わる決定をしないときは、調停手続を終結し、事件を受訴法院に、再度、回附しなければならない。

〔本項新設 2001.10.29〕

⑥第1項の決定に対しては、不服を申し立てることができる。

第5条（執行手続との関係）

①調停担当判事は、紛争の実情に応じ事件を調停によって解決することが相当であると認める場合、調停の成立を不可

能にし又は著しく困難にするおそれがあるときには、申立てによって、担保を立てさせて又は立てさせないで、調停が終了するときまで、調停の目的となる権利に関する執行手続の停止を命ずることができる。ただし、裁判及び調書その他法院で作成された書面の記載に基づく執行手続については、この限りでない。

②調停担当判事は、執行手続の停止を命じた場合に、必要があると認めるときは、申立てによって、担保を立てさせて又は立てさせないで、これを続行することを命ずることができる。

③第1項及び第2項の申立てを行うためには、その理由を疎明しなければならない。

④民事訴訟法第122条、第123条、第125条及び第126条の規定は、第1項及び第2項の担保にこれを準用する。

〔本項改正 2002.6.28〕

⑤第1項及び第2項の規定による決定に対しては、当事者は、即時抗告をすることができる。

第6条（当事者の出席義務及び代理人等〔本条題目改正 1993.12.28〕）

①法第15条第1項の規定による通知を受けた当事者は、期日に本人が出席しなければならない。しかし、特別の事情がある場合には、代理人を出席させ若しくは補助者を伴うことができる。

②弁護士でない者を、第1項の代理人又は補助者とするためには、調停担当判事の許可を受けなければならない。ただし、調停事件が少額事件審判法第2条第1項に該当する場合には、少額事件審判法第8条を準用する。

〔ただし書き改正 1993.12.28〕

③法第6条の規定により訴訟事件が調停に回附された場合には、訴訟代理人

は、調停についても当事者を代理することができる。ただし、和解又は調停に関する権限があることを書面で、証明しなければならない。

〔本項新設 1993.12.28〕

④調停担当判事は、何時でも第2項の許可を取り消すことができる。

⑤第2項の規定による選任不許可決定及び第4項の規定による許可取消決定に対しては、不服を申し立てることができる。

〔本項改正 1993.12.28〕

第7条（調停委員会を構成する調停委員の指定取り消し）

調停長は、事件の処理上、特に必要があると認めるときは、調停委員会を構成する調停委員の指定を取り消すことができる。

〔全文改正 1992.12.30〕

第8条（証拠調べ等）

①調停担当判事又は調停委員会は、事実の調査又は証拠調べを地方法院判事に嘱託することができる。

②調停委員会は、調停長に事実の調査又は証拠調べを行わせることができる。

③調停担当判事又は調停委員会は、相当であると認めるときは、所属法院の調停委員に事実の調査を行わせることができる。

④証拠調べに関しては、民事訴訟の例による。

第9条（意見聴取の嘱託）

調停担当判事は、地方法院判事に紛争解決に関して、利害関係人に対する意見の聴取を嘱託することができる。

第10条（嘱託された事実の調査等の調停委員による実施）

第8条第1項又は第9条の嘱託を受けた地方法院判事は、相当であると認める

ときは、所属法院の調停委員に当該嘱託に関する事実の調査又は意見の聴取を行うようにすることができる。

第11条（調査の嘱託）

調停担当判事は、必要な調査を、公務所その他適当であると認める者に嘱託することができる。

第12条（専門的な知識、経験に関する意見の聴取）

調停担当判事又は調停委員会は、必要があると認めるときは、所属法院の調停委員から専門的な知識、経験に基づく意見を聴取することができる。

第12条の2（調書の作成）

①調停に係る調書には、調停担当判事及び法院事務官等が記名捺印し、調停担当判事に支障があるときには法院事務官等がその事由を記載する。

②法第7条第3項により受訴法院がみずから調停をする場合には、裁判長及び法院事務官等が記名捺印し、裁判長に支障があるときには合議部員がその事由を記載して記名捺印する。法官全員に支障があるときには、法院事務官等がその事由を記載する。

③調停が成立した場合に、調書の作成方式に関しては民事訴訟規則第31条の規定を準用する。

〔本項改正 1998.10.8, 2002.6.28〕

〔本条新設 1993.12.28〕

第13条（費用の予納等）

①事実の調査、証拠調べ、召還、告知、その他調停手続費用の予納に関しては、民事訴訟法第116条及び民事訴訟規則第19条、第20条の規定を準用する。

〔本項改正 2002.6.28〕

②法及びこの規則によって、当事者等が予納する手続費用の範囲及び額に関しては、民事訴訟費用法及び民事訴訟費用

規則を準用する。

第14条（調停委員会の議決）

調停委員会の議決は過半数の意見による。しかし、可否同数の場合には、調停長の決定に従う。

第15条（合意の非公開）

調停委員会の合意は、公開しない。

第15条の2（調停に代わる決定）

①調停担当判事は、調停期日外においても、法第30条、第32条の規定による決定をすることができる。この場合には、調停担当判事が、決定書を作成し、記名捺印しなければならない。

②第1項の場合には、法院事務官等は、当事者に決定書正本を送達しなければならない。

③第1項の場合には、法第34条第1項の規定による異議の申立ての期間は、決定書正本が送達された日から起算する。

④民事訴訟法第185条第2項、第187条又は第194条乃至第196条の規定による送達以外の方法で当事者双方又は一方に調停に代わる決定書正本を送達できないときには、調停担当判事は職権又は当事者の申立によって、調停に代わる決定を取り消して、法第27条の規定によって、調停が成立しないものとして事件を終結しなければならない。

〔本項新設 2001.10.29, 2002.6.28〕

〔全文改正 1993.12.28〕

第16条（異議の申立て）

①調停担当判事は、法第34条第1項の規定による異議の申立てが適法でないと認めるときには、決定で、異議の申立てを却下しなければならない。異議の申立てが適法でないにもかかわらず、調停担当判事がこれを却下しないときには、受訴法院が、決定で、これを却下する。

〔本項改正 1995.12.26〕

②第1項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

③第2項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

④第1項の決定に関しては、民事訴訟法第3編第3章の規定を準用する。

〔本項新設 1995.12.26〕

第16条の2（手続費用）

法第6条の規定によって、訴訟事件が調停に回附された場合に、調停が成立したとき又は調停に代わる決定が確定したときには、訴訟費用を調停手続費用の一部とみなす。ただし、調停に代わる決定に対する異議の申立てが取り下げられた場合においては、異議の申立て以後の訴訟費用については、この限りでない。

〔本条改正 1995.12.26〕

〔本条新設 1993.12.28〕

第16条の3（調書の送達）

調停をしない決定がなされた場合又は調停が成立しない場合には、それぞれその事由を記載した調書謄本の送達は、その調停期日に出席しない当事者に対して行う。

〔本条新設 1993.12.28〕

第17条（記録の閲覧等）

当事者又は利害関係を疎明した第三者は、手数料を納付して、記録の閲覧又は複写、裁判書又は調書の正本、謄本、抄本の交付若しくは訴訟に関する事項の証明書の交付を、法院事務官等に、申し立てることができる。

〔全文改正 2002.6.28〕

第18条（調停委員会及び調停長の権限）

①調停委員会が調停をする場合には、第4条第5項、第5条第1項・第2項、第9条、第11条、第15条の2第1項及び第4項の規定による調停担当判事の権限は、調停委員会に、第2条の2第1項、

第2項、第4条第4項、第6条第2項・第3項、第12条の2第1項及び第16条第1項の規定による調停担当判事の権限は、調停長にそれぞれ属する。

〔本項改正 2001.10.29〕

②調停委員会の命令、決定、処分書等には調停委員会を代表して、調停長が記名捺印する。

〔本項新設 1993.12.28〕

附則〔大法院規則第1120号、1990.8.21〕

①（施行期日）

この規則は、1990年9月1日から施行する。

②（廃止規則）

借地借家調停手数料等に関する規則及び借地借家調停法施行地区に関する規則は、これをそれぞれ廃止する。

附則〔大法院規則第1244号、1992.12.30〕

①（施行期日）

この規則は、1993年1月1日から施行する。

附則〔大法院規則第1275号、1993.12.28〕

第1条（施行期日）

この規則は、公布した日から施行する。

附則〔大法院規則第1407号、1995.12.26〕

この規則は、公布日から施行する。

附則〔大法院規則第1567号、1998.10.8〕

第1条（施行期日）

この規則は、1998年11月1日から施行する。

附則〔大法院規則第1718号、2001.10.29〕

第1条（施行期日）

この規則は、2001年11月1日から施行する。

第2条（経過措置）

この規則は、この規則施行当時に法院に係属中の事件についても、これを適用する。

附則〔大法院規則第1775号、2002.6.28〕

①（施行期日）

この規則は、2002年7月1日から施行する。

附則〔大法院規則第2344号、2011.7.28〕

第1条（施行期日）

この規則は公布した日から施行する。ただし第3条第3項の改正規定は、2011年9月8日から施行する。

【訳者後記】

本稿執筆にあたり，早稲田大学法学学術院教授であらせられる榎善夫先生ならびに加藤哲夫先生より，貴重な御教示を賜った。

この場をお借りし，心より，厚く御礼申し上げたい。

本稿が，日韓・韓日の民事手続法制の研究及びさらなる発展に，寄与するところがあるとするれば，訳者の喜びこれに過ぎるものはない。

ひきつづき，両国の学術・実務交流にむけ，鋭意，努めて参りたい。

【附記】

本稿は，財団法人民事紛争処理基金平成24年度研究助成による研究成果の一部である。

(2012年 7 月28日 校了)